

## ゴール5の達成に向けた JICA の取組方針

ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを促進する。

### 1. 現状認識

#### (1) ジェンダー平等、女性・女児のエンパワメントへの支援はなぜ必要なのか

ジェンダー平等と女性・女児のエンパワメントは、多くの開発途上国にて包摂的な社会と強靱な経済を構築する上での喫急の課題と認識されている。例えば、

- 世界 173 か国中、155 か国で何等かの男女不平等な法律が存在する、
- 141 か国で自然災害による死者数は男性より女性の方が多く、この差は男女の不平等な社会的地位と密接に関係する、
- 男女の雇用格差の減少は先進国、途上国双方にて GDP を上昇させることが可能、
- 農業においては、肥料、農業機械等の投入面でジェンダー格差が解消されると、男女間の生産性における格差が縮まる、等の調査や研究の成果がある。<sup>1</sup>

SDGs の「目指すべき世界像」(para. 8) では、「すべての女性と女児が完全なジェンダー平等を享受し、そのエンパワメントを阻む障害が取り除かれる」ことが掲げられ、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワメントは「すべてのゴールとターゲットの進展において決定的に重要な貢献をする」(para. 20) と位置付けられている。

#### (2) 我が国の取り組み

開発協力大綱(2015)は基本方針において、「人間一人ひとり、特に脆弱な立場におかれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民等」に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行う(後略)」としている。また、2016年5月に発表された「女性の活躍推進のための開発戦略」は、特に以下のような分野を重点としている。

- 女性の健康や生活にやさしい環境の整備：母子保健サービス・母子手帳、女性にやさしいインフラ整備
- 女児・女性の教育：科学・技術・工学・数学(STEM)教育
- 女性のリーダーシップ向上：防災分野、平和構築、人身取引対策等

#### (3) JICA の強み

JICA は人間の安全保障の考え方を事業において具現化する取り組みとして、女性、男性、貧困層、障害者、民族的マイノリティ等多様な人々の課題やニーズを明確にし、これらへの対応を視野に入れることで、より多くの人に裨益する事業を目指している。このことはプロジェクトの成果が向上することにも貢献する。

また、ジェンダー平等の取り組みは単に知識や理念を移植するものではなく、開発

<sup>1</sup> それぞれファクトシート1. 参照。

途上国の社会のあり方を踏まえ、平等な社会のあり方を模索していくことが重要である。そのためには、開発途上国相互間、また日本も含め、相互に学び合い新たな知識を創造していくという視点が重要であり、研修事業等において共創型のアプローチも取り入れている。（「ジェンダー多様性と災害リスク削減」「日アフリカ・ビジネスウーマン交流セミナー」）

## 2. 注力するターゲット

ゴール5において注力するターゲットは以下の通り。

- 5.1 女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別の撤廃
- 5.2 公的、私的空間における女性・女兒に対する暴力の撲滅。人身取引、性的搾取を含む。
- 5.4 無報酬の世帯内・ケア労働の認識と評価。そのための公的サービス、インフラ、社会保護政策の整備、各国の状況に応じた世帯内の分担の促進
- 5.5 政治・経済・公共分野の意思決定における女性の参画と平等なリーダーシップの機会
- 5.6 性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセス

また、ジェンダー主流化の観点から、ゴール5以外のゴールにおいても、ジェンダー平等、女性・女兒のエンパワメントの視点を有することが重要である。

## 3. 実現のための重点的取り組み

JICAはジェンダー平等と女性のエンパワメントに関し、5つの優先開発課題を掲げている。

- (1) 女性の経済的エンパワメントの推進、
- (2) 女性の人権と安全の保障（紛争、災害、暴力や人身取引からの保護）、
- (3) 女性の教育と生涯にわたる健康の推進、
- (4) ジェンダー平等なガバナンスの推進、
- (5) 女性の生活向上に向けた基幹インフラの整備推進

ゴール5の実現においてもこれら5優先開発課題を重点的取り組みとする。優先開発課題の各ターゲットへの貢献は以下の通り。取り組みに際しては特に開発途上国の社会経済の構造を踏まえた効果的なジェンダー平等・女性のエンパワメントのあり方についての開発途上国側との議論を重視する。

### （1）女性の経済的エンパワメントの推進

#### ターゲット5.5に対する経済面からの貢献：

経済活動として農業、零細中小企業に従事する女性は多いが、固定的な男女の役割、また、技術習得の機会や資金へのアクセスが限定されるため、多くの国で女性の生産性は男性と比して低くなっている。特に農村において男女が協力して農家経営の決定、農業労働に取り組むことは、農家の生産の向上につながることで、JICAの協力事業が

らも明らかになっている。また、食品加工業をはじめとする零細中小企業に従事する女性が知識や技術を身に付け、生産や売り上げを増加させることは、収入の向上にとどまらず、地域経済全体の活性化につながる。

こうした考え方に基づく JICA の農業・農村開発、産業開発における取り組みは、とりも直さず、ターゲット 5.5 が言う、経済活動への女性の参画の促進である。また、具体的な知識や技術を身に付け、生産や収入に貢献することを通じて、女性の世帯内及び社会における発言力や参画は実態をもって高まり、また、課題を改善していこうとする「リーダーシップ」の向上にもつながる。

民間連携事業においても女性のニーズに目を向けることは、新たな需要の開拓につながる。また、女性の雇用の促進は、女性のエンパワメントにつながる。

## (2) 女性の人権と安全の保障（平和構築・防災における女性の保護と参画、人身取引・暴力からの保護）

ターゲット 5.5 に対する政治、公共の面からの貢献：

紛争、災害は男女で異なる影響を及ぼすが、もともとの社会の構造もあり、復興過程、また、予防（リスク削減）の取り組みにおいて、女性、少数民族、貧困層等の参画が限定的である場合が少なくない。

JICA は平和構築支援、防災・復興支援において、単に紛争や災害前の状態に戻すということではなく、人為的・物理的に引き起こされるショックに対し耐性の高い強靱な社会づくりを目指している。そのためには政治、経済、社会の様々な分野における意思決定に女性、少数民族、貧困層等の多様な階層・集団が参画できることが必要である。JICA は人権の保護の観点、また、長期的な課題である紛争予防、仙台防災枠組の実施支援の観点から、ターゲット 5.5 にある「女性の効果的な参画」促進や「リーダーシップ」強化に積極的に取り組んでいく。

ターゲット 5.2 に対する貢献：

人身取引は、貧困、社会経済格差、差別、労働移動、災害や紛争等と密接に関連し、世界の至るところで発生している、重大な人権侵害、ジェンダーの課題、社会・経済構造に根ざした構造問題である。また人身取引は、性的搾取に加え、農水産業、工場、建設現場、家庭内労働等様々な労働搾取に関連して見られる。

JICA はメコン地域及び ASEAN における人身取引の予防、被害者の保護と社会復帰について、被害者の視点に立った支援のための制度・能力強化に取り組んできており、今後も人身取引被害者の保護とエンパワメントに貢献していく。

## (3) 女性の教育<sup>2</sup>と生涯にわたる健康の推進

ターゲット 5.6 に対する貢献：

JICA は母子保健を保健分野の優先課題の一つとし、妊産婦の産前産後期、出産、新

<sup>2</sup> 教育分野におけるジェンダー平等・女性・女児のエンパワメントの取り組みについては、ゴール 4「教育」のポジション・ペーパー参照。

生児や乳幼児を含めた母子継続ケアや予防接種、母子栄養改善を含む保健サービスの提供体制の強化(産科施設の整備、主に女性が担うことが多い看護師、助産師の育成を含む)、行政・医療機関・コミュニティの共働の促進、母子手帳の活用等に取り組んでいる。こうした取り組みは、女性と子どもの健康増進や福祉の向上に貢献することに加え、保健医療人材として社会に貢献する女性の地位を向上させるものである。

母子保健サービスの供給側の改善だけでなく、女性、男性、家族、コミュニティという需要側に対する啓発活動も重要な取り組みである。こうした取り組みは、女性の知識の向上や、自分と子供の健康を守るため保健サービスを利用するという女性の意思決定の強化、また、男性やコミュニティの理解促進を後押しするものである。母子手帳は、継続的な周産期ケアを支えるツールであり、健康教育の教材であるが、パレスチナ「母子保健リプロダクティブヘルス向上プロジェクト」では、母子手帳に妊娠、出産、子供の健康に加えて、家族計画に関する情報が含まれている。

#### (4) ジェンダー平等なガバナンスの推進

ターゲット5.1に対する貢献:

法律および司法制度は、所有権や相続権といった権利、結婚・離婚といった家族関係を規定するのみならず、教育、雇用や賃金等の経済的な機会、暴力の予防・取締りや処罰等、すべての側面における平等の確保、差別の撤廃にて重要な位置づけにある。

JICAは法司法制度の整備を重点の一つとし、財産権や家族関係を規定する民法等の整備、裁判官・弁護士等の司法人材養成、法令情報普及や法的サービス向上等の司法アクセス改善を支援してきている。こうした支援において、ジェンダー平等を実現するためのルールや制度整備に貢献する。また、法執行の面から、男女ともに利用しやすい司法制度の整備、女性に対する暴力防止のための警察支援に取り組む。<sup>3</sup>

#### (5) 女性の生活向上に向けた基幹インフラの整備推進

ターゲット5.4に対する貢献:

多くの国で女性は家事労働や育児、介護に多くの時間従事している。特に電気や給水設備、トイレ、道路、交通機関等のインフラの未整備は、家事労働を過重にしている。生活の基盤となるインフラの整備は家事労働の軽減に貢献する。また公共交通機関の整備は、女性の社会進出につながる。灌漑設備等の農業インフラの整備とその平等な利用は、農業生産の向上につながる。

インフラ整備においては、計画段階から女性をはじめ障害者等脆弱層のニーズを把握し、利便性を高めること、また、適正な水準の料金設定がなされることが重要である。また、インフラ事業における女性の雇用、建設工事への女性の参加は、女性の経済的エンパワメントにつながる<sup>4</sup>。 以上

<sup>3</sup> 今後作成されるゴール16「司法への平等なアクセス」のポジション・ペーパーも参照。

<sup>4</sup> ゴール11「持続可能な都市」のポジション・ペーパー、3.(1)も参照。